

第31回京都市人権文化推進懇話会概要

1 日時

令和元年10月29日（火）午後3時30分～午後5時15分

2 場所

京都市消費生活総合センター 研修室

3 出席委員（6人）

薬師寺委員（座長）、岩渕委員（副座長）、安保委員、竹田委員、玉置委員、藤木委員

4 主な意見

（1）京都市人権文化推進計画の改訂（案）について

- ・ 「様々な課題」について、課題認識にとどまっているものと、啓発等、具体的な取組が書かれているものがあるので、レベルを合わせたほうが分かりやすいのではないかと（本冊34ページ）。
- ・ リーフレット（4ページ）、概要版（3ページ）のイメージ図中、「犯罪被害者」の「マスコミ等によるプライバシー侵害」について、インターネットでの書き込みなどのプライバシー侵害も問題であり、特定する表現は変更した方がよいのではないかと。
- ・ 「障害者の人権尊重」の項目について、障害は心身機能の障害だけではなく社会的障壁との相互作用により創られるという「障害の『社会モデル』」の考え方がより分かりやすい内容にしてはどうか（本冊15、16ページ）。
- ・ 人権擁護委員のさらなる周知のため、本冊中に「人権擁護委員」の用語説明を追加してはどうか（本冊41ページ）。

※ 以上については、御意見を踏まえ、リーフレット、概要版、本冊を修正。（「→」は本市の回答）

- ・ 再犯防止対策の京都市再犯防止推進計画（仮称）について、いつ、どのように策定するのか。また、単独の重要課題とした理由は。（概要版8ページ）
→ 再犯防止計画については、来年度末の策定を目指している。司法関係の行政機関、また、当事者を支援している民間団体等で構成する会議体を設置して御意見をいただきながら計画を策定していく。本市として、再犯防止の取組についてしっかり計画を立てて総合的に推進していくこととしており、人権文化推進計画の中でも重要課題と位置付けることとした。
- ・ 児童虐待の問題に関して、親権者の懲戒権に関する民法の規定について見直しの検討が進んでいる。虐待防止対策（本冊9ページ 児童虐待対策の推進）について、京都はぐくみ憲章を推進（本冊8ページ）すれば、体罰による子育てが一定解消できるころはあるが、京都市としても、「体罰や暴言によらない子育ての推進」を大きく掲げ、啓発していただきたい。

- これだけ人権問題が複雑で多様になると、人権とは何かという基本的なところが分かりにくくなる。人権を考える場合に一番基軸にしているのは「憲法」であると考えている。学校教育は憲法を教えなければならないし、それを通じた人権教育というところを入れていただきたい。社会人、企業も含め、基本的人権の部分をもう一度読み返して原点に戻ることが大事であると思っており、計画に憲法の要素を入れてほしい。
- 本計画において、基本的な考え方として、基本的人権がベースになることは当然であり、資料編のところに、もう少し憲法の記載をするなど基本的人権の尊重を盛り込むことについて検討したい。
- 自治体だけが頑張るのでなく、やはり家庭、更には地域の方が責任を持って頑張るような社会体制にしていけないといけない。何かあれば自治体の責任、ということではなく、将来、社会の中で、自分たちの責任なのだという意識するようにしていくことが必要だと思う。

計画の中に、「家庭」の後ろにできるだけ、少しでも関係があるのなら「地域」ということばを追記することによって、読まれた方が、「家庭だけでなく地域にも責任がある、自分たちが、住んでいる一人一人が責任を持ってより良い暮らしができるよう努力すべきなのだ」と意識できれば、より一層良いと思う。
- この計画の中に、はぐくみ憲章など人権に係る重要な取組が織り込まれている。京都市としてこれまでこういったものに取り組んできた、ということが市民にもう少し分かりやすく伝われば良いと思った。一覽で、今、市がこういうことを行っている、その中でこの計画を進めていく、今後こうしたい、ということを示すと、市民にとっても、また市が発信していくという面でも、二つの側面において有意義だと思う。
- 本計画の改訂版をまとめるに当たっては、現計画の最後のところ（４１ページ以降）に、資料編として、計画の策定経過や様々な分野で参照させていただいた項目等をまとめているが、より工夫してまいりたい。

（２）専門意見聴取会の設置について

性的少数者の人権尊重に関する今後の取組について、専門的な観点から御意見をいただくため、「専門意見聴取会」を設置することとなった。